別紙様式第２の次に次の１様式を加える。

別紙様式第３（第35条の11関係）

特　定　負　担　金　計　算　書

年度

（金融機関等名）

科　目	金　額
Ⅰ　負債額	千円
Ⅱ　除かれる負債 １　信用金庫法施行規則第74条第２項第１号、労働金庫法施行規則第57条第２項第１号、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第37条第２項第１号、保険業法施行規則第24条の４第２項第１号及び会社計算規則第６条第２項第１号の規定に基づき計上された引当金（債務性のない負債性引当金に限る。） （内訳） ２　金融商品取引責任準備金 ３　繰延税金負債 ４　再評価に係る繰延税金負債 ５　基準決済用預金 ６　基準一般預金等のうち法第２条第11項に規定する保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等が基準一般預金等に占める割合として金融庁長官が定める割合を乗じて得た額に相当する部分 ７　協同組織中央金融機関が協同組織金融機関から受け入れた預金等 ８　保険業法第262条第２項第１号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社又は外国保険会社等に係る保険契約準備金のうち同法第270条の３第２項第１号に掲げる額に相当する部分が保険契約準備金に占める割合として金融庁長官が定める割合を乗じて得た額に相当する部分 ９　保険業法第262条第２項第２号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社又は外国保険会社等に係る保険契約準備金のうち同法第270条の３第２項第１号に掲げる額に相当する部分が保険契約準備金に占める割合として金融庁長官が定める割合を乗じて得た額に相当する部分 10　法第126条の２第２項第３号に規定する金融商品取引業者に係る顧客からの預り金のうち金融商品取引法第79条の56第１項の規定に基づく支払の対象となる債権に係る部分 11　法第102条第３項又は第126条の２第４項に規定する社債及び金銭の消費貸借に係る負債 12　短資業者の負債のうち金融庁長官が定める負債 13　その他前各号に掲げるものに準ずるものとして金融庁長官が定める負債	千円
Ⅲ　基準負債額（Ⅰ－Ⅱ）	千円
Ⅳ　特定負担金（Ⅲ×負担率）	円

（備考）

１　Ⅰの負債額は、銀行法施行規則第18条第２項に規定する別紙様式第３号、第３号の２、第４号若しくは第４号の２、長期信用銀行法施行規則第17条第２項に規定する別紙様式第２号若しくは第２号の２、信用金庫法施行規則第131条第１項に規定する別紙様式第13号、第14号若しくは第15号、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第68条第１項に規定する別紙様式第９号若しくは第10号、労働金庫法施行規則第113条第１項に規定する別紙様式第９号若しくは第10号、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第81条第２項に規定する別紙様式第２号、保険業法施行規則第59条第２項に規定する別紙様式第７号若しくは第７号の２若しくは同令第143条第２項に規定する別紙様式第12号若しくは第12号の２、金融商品取引業等に関する内閣府令第172条第１項に規定する別紙様式第12号、証券金融会社に関する内閣府令第３条の４第１項に規定する別紙様式１若しくは会社計算規則の規定に基づき作成した貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されている負債の部の合計額とするものとする。

ただし、法第126条の39第４項の規定を適用する場合におけるⅠの負債額は、銀行法施行規則第18条第４項に規定する別紙様式第５号の２若しくは同令第34条の24第２項に規定する別紙様式第12号、長期信用銀行法施行規則第17条第４項に規定する別紙様式第３号の２若しくは同令第25条の７第２項に規定する別紙様式第９号、信用金庫法施行規則第131条第２項に規定する別紙様式第13号の２若しくは第14号の２、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第68条第２項に規定する別紙様式第９号の２若しくは第10号の２、労働金庫法施行規則第113条第２項に規定する別紙様式第９号の２若しくは第10号の２、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第81条第４項に規定する別紙様式第４号、保険業法施行規則第59条第５項に規定する別紙様式第７号の３若しくは同令第210条の10第２項に規定する別紙様式第15号、金融商品取引業等に関する内閣府令第208条の12第１項に規定する別紙様式第17号の４若しくは同令第208条の23第１項に規定する別紙様式第17号の５若しくは会社計算規則の規定に基づき作成した連結貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されている負債の部の合計額とするものとする。

２　Ⅱの１から13は、第35条の13第１号から第13号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。

ただし、法第126条の39第４項の規定を適用する場合においては、第35条の13第１号から第13号までに掲げるものにそれぞれ該当するもののうち、これらに相当するものが上記１の連結貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されているものとする。

３　Ⅱの１については、その内訳を記載する。

４　Ⅰ及びⅡの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。なお、その場合であってもⅠからⅡを差し引いた計数がⅢに合致するよう調整して記載することとする。

５　特定負担金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。

担当部課名　（電話番号）

担当者名　（ＦＡＸ番号）

（保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部改正）

第二条　保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の十二の見出しを「（契約条件の変更に係る備置事項）」に改める。

第二十五条第四号の次に次の三号を加える。

四の二　法第二百六十五条の二十八第一項第九号に規定する破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務に関する事項